

令和8年6月26日14時00分
姫路河川国道事務所

令和8年度河川愛護モニターの委嘱式を開催します ～加古川・揖保川を優しく見守ってください～

国土交通省では、日常生活で河川の異常を発見した際の河川管理者への報告や、また地域の皆様への河川愛護の普及啓発等を目的として、河川愛護モニターの委嘱を行っています。

姫路河川国道事務所管内では、公募、選考の結果、加古川及び揖保川において13名のモニターを委嘱することになりました。

このたび、1年間の活動に先立ち、河川愛護モニターの委嘱式を開催します。

<日時・場所>

- (1) 揖保川 … モニター委嘱者6名
(余部(出)管内2名、龍野(出)管内4名)
令和8年7月1日(水) 11:00～ 姫路河川国道事務所 余部出張所
令和8年7月2日(木) 10:00～ 姫路河川国道事務所 龍野出張所
- (2) 加古川 … モニター委嘱者7名
令和8年7月9日(木) 11:00～ 姫路河川国道事務所 加古川分室

※ 取材について

- ・希望される方は6月30日(火)15:00までに(別紙1)の宛先へ電子メールにてお申し込みください。
- ・(別紙1)の「■取材にあたっての留意事項」を事前にご確認ください。

<取扱い> -

<配布場所> 中播磨県民センター庁舎内記者室、西播磨県民庁舎内記者室
北播磨県民局記者クラブ、加古川記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

■ 副所長 城谷 吉彦 電話 079-282-8211(代表)
■ 河川管理第一課長 廣瀬 裕一郎

① ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.html> ①

② X(旧 Twitter) https://x.com/mlit_himeji



話そうはりま

「話そうはりま」は、皆さまと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていこうという私たちの姿勢です

流域治水

■電子メールでの取材申込について

取材を希望される方は、6月30日(火) 15:00までに下記の宛先へ電子メールにてお申込みください。

宛先： 姫路河川国道事務所 河川管理第一課 作野 宛
kkk-kk-kanri101@mlit.go.jp

件名： 河川愛護モニター委嘱式 取材希望

メール本文： ①会社名

②取材者名

③電話番号

※複数名の参加を希望される場合は、代表者の氏名他〇名とご記入していただき、代表者の連絡先をご記入ください。

■取材にあたっての留意事項

取材にあたっては、以下の留意事項をご確認いただき、遵守にご協力ください。

- ・当日、記者およびカメラマンの方は、自社の腕章を着用いただけますようお願いいたします。
- ・取材に必要な電源は各社各自で準備ください。
- ・携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りください。
- ・手荷物・貴重品等は各自にて管理お願いします。
- ・事故防止の観点から、取材にあたっては節度のある行動をお願いします。
- ・円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。
- ・ご質問等がある場合は、式終了後、個別に対応させていただきます。

以上

国土交通省では、地域住民との連携や河川愛護思想の普及啓発を目的として、河川利用者の視点を河川管理に活かす「河川愛護モニター制度」を実施しています。

揖保川・加古川では、毎年河川愛護モニターとして活動していただく方を募集しています。令和7年度は7月から1年間の任期で13名の方を河川愛護モニターに委嘱しました。

活動内容

- 日常生活で河川と接するなかで、気付かれたことなどを河川管理者へ報告
 - ・ゴミ等の不法投棄、施設等の異常を発見した場合
 - ・河川環境の変化、河川利用上の障害などを発見した場合 など
- 河川愛護思想の普及・啓発活動
 - ・地域における河川清掃活動等への参加
 - ・河川に関するイベント等への参加 など

番号	日付(曜日)	天候	箇所(地名等)	河川名	位置(距離標)	報告内容・気付いたこと等
①	17日(水)	晴 曇 雨	開賢橋観測所	揖保川 栗橋川	右岸 左岸 Km付近	水位観測所付近、昨夜の雨も水位上がらず。
②	26日(金)	晴 曇 雨	染河内川との合流点	揖保川 栗橋川	右岸 左岸 43.8 Km付近	染河内川との合流点も今年は染河内川の減水が顕著である。
③	28日(日)	晴 曇 雨	開電排水路に続く農道	揖保川 栗橋川	右岸 左岸 45.3 Km付近	開電排水路への農道、例年より1週間遅れて咲いたヒガンバナ。
④	28日(日)	晴 曇 雨	開賢橋	揖保川 栗橋川	右岸 左岸 Km付近	緊急の橋梁点検工事で2日間通行止め。
⑤	日()	晴 曇 雨		揖保川 栗橋川	右岸 左岸 Km付近	

(上記欄が不足の場合及び通報以外での連絡等があればこの欄に記載してください)

9月17日



9月26日



9月28日



河川愛護モニターからの報告書 (令和7年9月の例)



月1回の報告書のほか、事務所x (旧ツイッター) で発信するための情報も提供いただいています。